

## 守山市住生活基本計画策定検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 守山市の特性を活かした住宅政策を計画的および総合的に推進することを目的とした守山市住生活基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、専門的かつ幅広い分野の意見を聴取し、計画の充実を図るため、守山市住生活基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の基本理念および課題に関すること。
- (2) 基本計画の目標および推進に関すること。
- (3) その他、基本計画の策定に関し必要な事項

### (構成)

第3条 委員会は、7人以内で組織し、次の各号に定める者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の推薦を受けた者
- (3) 市内に居住している20歳以上の者であって、住宅施策に対する関心が高い者
- (4) 滋賀県職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から、令和4年3月31日までとする。

### (委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員の事務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の会議については、市長が招集するものとする。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償金を支給する。

2 委員長の求めに応じて委員会の会議に出席した者に対し、予算の範囲内において報償金を支払う。

3 前2項の規定にかかわらず、公務で会議に出席した公務員またはこれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。ただし、交通費は実費を費用弁償として支払う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、守山市都市経済部建築課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度委員会に諮り、定めるものとする。

付 則

この告示は、令和2年11月6日から施行する。